

「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会」の運営について

1 趣旨・目的

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「給付金法」という。）に基づき、最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給を行うこととされ、給付金法第7条第1項に定める給付金の認定要件等について、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「認定審査会」という。）の審査を求めること、認定審査会の審査結果により給付金等の認定を行うことが規定されている。

また、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令第8条の規定により定められた「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会運営規程」及び「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の運営方針について」により、認定審査会における審議資料の事前整理を行うため、専門委員会を置くことを規定している。

上記を踏まえ、給付金等の認定に当たって、特に医学的に検討が必要な事案に専門的かつ的確に対応すべく、石綿関連疾患に精通した専門医に参集を求め、疾病の確定診断等や石綿ばく露に関する医学的所見の確認を行う。

2 参集者

- （1）本委員会は、認定審査会会長の命により、別紙の医学専門家を参集し、給付金請求事案に係る医学的事項に関する意見を述べるものとする。
- （2）本委員会には、参集者の互選により座長をおき、座長は本委員会を総括するものとする。
- （3）座長が委員会に出席できない場合は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することができるものとする。
- （4）本委員会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。また、必要に応じ、前記専門家の意見を徴することができるものとする。

3 その他

- （1）本委員会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。
- （2）参集者及び委員会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課建設石綿給付金認定等業務室において行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年〇月〇日から施行する。

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会 専門委員会 専門委員名簿

あしざわ かずと 芦澤 和人	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 臨床腫瘍学教授
いっしき さいこ 一色 彩子	新座志木中央総合病院 放射線科部長
いのまた たかし 猪又 崇志	北海道中央労災病院 第三内科部長
うえはら たかし 上原 隆志	横須賀市立総合医療センター 呼吸器内科部長心得
うさみ いくじ 宇佐美 郁治	旭労災病院 名誉院長・顧問
うじ た ますお 氏田 万寿夫	立川メディカルセンター立川総合病院 放射線科主任医長
おおた ちはる 太田 千晴	豊川市民病院 呼吸器内科部長
おおばやし ちほ 大林 千穂	神鋼記念病院 病理診断センター長
かとう かつや 加藤 勝也	川崎医科大学 総合放射線医学教授
くりはら やすゆき 栗原 泰之	杏林大学 放射線科特任教授
こざわ さとこ 小澤 聡子	横浜労災病院 アスベスト疾患ブロックセンター長
たけだ まいこ 武田 麻衣子	奈良県立医科大学 病理診断学講座 准教授
たつた ひとみ 辰田 仁美	和歌山労災病院 呼吸器内科部長
たにの みしえ 谷野 美智枝	旭川医科大学病院 病理部・病理診断科 部長・教授
にしもと ゆうこ 西本 優子	奈良県総合医療センター 放射線診断科副部長
やぎはし くにひろ 八木橋 国博	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 放射線科部長
よこやま たかこ 横山 多佳子	旭労災病院 呼吸器内科部長
よねもり ようこ 米盛 葉子	千葉労災病院 病理診断科副部長

計 18 名

(50 音順、敬称略)